

議案第105号

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月29日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への加入を促進するため。

## 石岡市消防団条例の一部を改正する条例

石岡市消防団条例（平成17年石岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市内に居住し，勤務し，又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者

第5条第4号及び第5号を削る。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。